



「死刑制度廃止」への道

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会「そばの会」

東京都荒川区南千住一丁目五九一六三〇二
<http://sobanokai.hamamizake.com/>

二〇二四年九月二六日無罪判決がでた袴田
厳さんのことは新聞、テレビ他マスコミでも大
きく取り上げられ一〇月八日には畝本検事
総長が控訴を断念すると発表し、控訴期限の
一〇月一〇日無罪が確定した。袴田さんの逮
捕から再審無罪まで五八年、冤罪で「死刑判
決」が下され二〇一四年の仮釈放まで四八年
の在監というとても長い年月の長さだ。その
間の袴田さんの苦しみ、絶望、恐怖、怒りは想
像を絶するものがある。人の一生の輝かしい
日々が暗く閉ざされた監獄という独居空間
に押し込められたのだ。

検事総長の発表で謝罪がないことが問題に
なっているが、謝って済むというだけではない。
過ぎ去った日々は帰ってこないのだ。親は亡く
なり大事な人も消え去る。袴田さんは幸いな
ことに、まだご健勝だけど道半ばで生命を絶
やしてしまう人、死刑執行されてしまう人も
多くいるのだ。なぜ、このような理不尽なこ
とが起こるのか！国家の重大な犯罪行為だ。

死刑制度は、なぜ廃止されるべきか？
(日本弁護士連合会ホームページ、パンフレッ
トを参照)

(1) 生命の価値は絶対であり、国家であつても
個人の生命を奪うことは許されません。
(死刑は生命を剥奪するという刑罰であり、
国家による重大かつ深刻な人権侵害です。)

(2) 誤判により死刑判決を受けた人に対して
死刑が執行されてしまうと、取り返しがつき
ません。(人が行う以上、誤判・冤罪を否定す
ることはできません。)

(3) 「人は変わり得る」との考え方に立った寛
容と共生の社会が目指されるべきです。(死刑
は罪を犯した人の更正と社会復帰の可能性
を奪ってしまいます。)

死刑廃止の問題は国内における刑罰の問題
にとどまらず国連他関連機関からも再三、日
本に勧告されている。

死刑を廃止すると被害者遺族の処罰感情に
報いることが出来ない…と言われる。応報感
情は支援、社会的救済、損害賠償という言葉
だけでは簡単に片付けられる問題ではないだ
ろう…とは思う。しかし、色々ある死刑廃止
の問題点を考慮するにしても前提になるべき
は生命の平等性、人権の平等性であり、誰も
が存続の同一価値を有し尊ばれるものである
こと。加害者であろうと被害者(遺族)であろ
うと…。

犯罪加害者の少年、青年世代が「自分は生ま
れてくるべきではなかった…」「死刑でいいで
す…」などの言葉を発しているのを聞くとい
ともいえない気持ちの重さに陥る。あなたの
せいではないよ！あなただけが悪いわけじゃ
ない！あなたの親、友達、学校、社会等々は何
をした！責任はないのか、無視しただけでは
ないのか！みな繋がっているんだ。その苦しみ、
悲しみは計り知れない。

生命の価値は絶対であり、国家であつても
己自身であつても個人の生命を奪うことは
許されないのだ！(丁)

これまでの経緯	
1966年6月	事件発生
1966年8月	袴田さん逮捕
1968年	静岡地裁が死刑判決
1976年	東京高裁が死刑判決
1980年	最高裁が上告退け死刑確定
1981年	1回目の再審請求
2008年3月	最高裁が再審請求認めない決定
2008年4月	2回目の再審請求
2014年	静岡地裁が再審開始決定 釈放認める
2018年	東京高裁が再審開始認めず 釈放は維持
2020年	最高裁が高裁に差し戻し 釈放は維持
2023年3月	東京高裁が再審開始決定 検察が特別抗告断念、再審が確定